

## 川崎市リユース・リサイクルショップ制度実施要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、中古品（事業活動に伴って生じた古紙を除く。以下同じ。）の買取・販売等を行うことにより、廃棄物の再利用及び再生利用等に関する川崎市の施策に協力する商店等を「川崎市リユース・リサイクルショップ」（以下「リユース・リサイクルショップ」という。）に認定し、その利用を広く推奨することにより、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する市民の意識高揚を図り、もって持続可能な循環型社会の構築に資することを目的とする。

### (リユース・リサイクルショップの認定)

**第2条** リユース・リサイクルショップは、川崎市内の商店等で次条に掲げる認定基準の一つ以上を満たしているもののうちから、市長が認定するものとする。

### (認定基準)

**第3条** リユース・リサイクルショップの認定基準は次に掲げる事項とする。

- (1) 中古品の売買を行うものであること
- (2) 中古品の交換を行うものであること
- (3) 委託を受けて中古品の売買を行うものであること
- (4) 委託を受けて中古品の交換を行うものであること

### (申請及び認定)

**第4条** 第2条の規定により、リユース・リサイクルショップの認定を受けようとするものは、リユース・リサイクルショップ認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）又は入力フォームで市長に申請するものとする。

- 2 市長は、申請書を受け付けたときは、速やかに申請内容を厳正かつ公平に審査するものとする。その際、申請したものが、営利を目的とするものである場合は、古物営業法（昭和24年法律第108号）第3条第1項に規定する神奈川県公安委員会からの古物商営業に係る許可を必要とするものか確認し、必要に応じて営業許可証の確認等を行うものとする。
- 3 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、別途、必要と思われる書類等の提出を求めることができる。
- 4 市長は、本条第2項の審査結果に基づき、リユース・リサイクルショップを認定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定に基づきリユース・リサイクルショップを認定した場合は、申請したものに対し、認定証（第2号様式）を交付するものとする。

### (認定内容の変更)

**第5条** リユース・リサイクルショップは、申請書に記載した内容に変更が生じた場

合、速やかにリユース・リサイクルショップ認定内容変更届出書（第3号様式）又は入力フォームにより市長に変更を届け出なければならない。

（広告・広報）

**第6条** リユース・リサイクルショップは、自らがリユース・リサイクルショップの認定を受けたものであることを広告することができる。

2 市長は、リユース・リサイクルショップの利用を市民に推奨するとともに、その名称、所在地、取扱品目等について、分かりやすく広報するよう努めなければならない。

（報告）

**第7条** リユース・リサイクルショップは、毎年5月末日までに認定された事項等の実施状況について、市長に報告書（第4号様式）又は入力フォームにより市長に報告しなければならない。

（認定の取消）

**第8条** 市長は、リユース・リサイクルショップが第3条に規定する認定基準を欠いた場合、前条に規定する報告書の提出を怠った場合、又はその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合は、その認定を取り消すことができる。

（委任）

**第9条** この要綱に定めるもののほか、リユース・リサイクルショップ制度の実施に関する必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（川崎市リサイクルエコショップ制度実施要綱の廃止）

2 川崎市リサイクルエコショップ制度実施要綱（平成5年7月26日施行）は、廃止する。ただし、同要綱の規定により認定を行った川崎市リサイクルエコショップのうち、本要綱第3条に規定する認定基準を満たすものについては、本要綱第4条第4項の規定に基づき、リユース・リサイクルショップに認定したものとみなすこととする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月14日から施行する。

第1号様式

リユース・リサイクルショップ認定申請書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

所在地 川崎市  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
メール※ \_\_\_\_\_

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

川崎市リユース・リサイクルショップ制度実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり川崎市リユース・リサイクルショップの認定を申請します。

1 店舗等の取組内容（該当する番号へ○をつけてください。（複数可））

- (1) 中古品の買取 (2) 中古品の販売 (3) 中古品の交換  
(4) 中古品の委託買取 (5) 中古品の委託販売 (6) 中古品の委託交換

2 取り扱っている中古品の種別（該当する番号へ○をつけてください。（複数可））

- (1) 家電製品 (2) 家具類 (3) オフィス家具 (4) 洋服（古着）  
(5) 和服（着物等）(6) バッグ類 (7) 靴 (8) ブランド衣類  
(9) 時計 (10) アクセサリー (11) 楽器 (12) 骨董品  
(13) 書画 (14) 古書 (15) 茶道具 (16) 食器類  
(17) 貴金属 (18) スポーツ用品 (19) 釣り具 (20) パソコン  
(21) A V機器 (22) DVD・ゲーム等 (23) 玩具類 (24) 雑貨類  
(25) 自転車 (26) 自動二輪車 (27) 中古タイヤ (28) 自動車用部品  
(29) その他（具体的な内容： ）

3 店舗紹介に当たってのPR事項・注意事項（自由記入）

（市ホームページへのリンク希望の場合：URL http:// \_\_\_\_\_）

※古物営業法第3条第1項に規定する古物商の営業許可を受けている場合は、営業許可証の写しを添付してください。

リユース・  
リサイクルショップ  
**認定証**

中古品の買取・販売等を行うことにより、廃棄物の再利用・再生利用等に関する市の施策に協力する商店等として、「川崎市リユース・リサイクルショップ」に認定します。

年　　月　　日

(川崎市長名)

第3号様式

リユース・リサイクルショップ認定内容変更届出書

年 月 日

(宛て先) 川崎市長

所在地 川崎市  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
メール※ \_\_\_\_\_

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

川崎市リユース・リサイクルショップとしての認定内容等に変更がありましたので  
川崎市リユース・リサイクルショップ制度実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

(変更内容)

(新)	(旧)
(所在地)	(所在地)
(名 称)	(名 称)
(代表者)	(代表者)
(電 話)	(電 話)
(メールアドレス)	(メールアドレス)
(U R L-市ホームページにリンクを希望する場合)	(U R L-市ホームページにリンクを希望する場合)
(認定内容)	(認定内容)

#### 第4号様式

#### リユース・リサイクルショップ実施事項報告書

年　月　日

(宛て先) 川崎市長

所在地 川崎市  
名 称 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
メール※ \_\_\_\_\_

※連絡に使用できるもの（公開はしません）

川崎市リユース・リサイクルショップ制度実施要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

#### 1 店舗等の取組内容（該当する番号へ○をつけてください。（複数可））

- (1) 中古品の買取 (2) 中古品の販売 (3) 中古品の交換  
(4) 中古品の委託買取 (5) 中古品の委託販売 (6) 中古品の委託交換

#### 2 取り扱った中古品の種別（該当する番号へ○をつけてください。（複数可））

- (1) 家電製品 (2) 家具類 (3) オフィス家具 (4) 洋服（古着）  
(5) 和服（着物等）(6) バッグ類 (7) 靴 (8) ブランド衣類  
(9) 時計 (10) アクセサリー (11) 楽器 (12) 骨董品  
(13) 書画 (14) 古書 (15) 茶道具 (16) 食器類  
(17) 貴金属 (18) スポーツ用品 (19) 釣り具 (20) パソコン  
(21) A V機器 (22) DVD・ゲーム等 (23) 玩具類 (24) 雑貨類  
(25) 自転車 (26) 自動二輪車 (27) 中古タイヤ (28) 自動車用部品  
(29) その他（具体的な内容：）